

令和7年度自動車税種別割納期内納付促進広報委託業務 仕様書（案）

1 件名

令和7年度自動車税種別割納期内納付促進広報委託業務

2 委託期間

令和7年4月2日から令和7年6月2日まで

3 業務の目的

令和7年度自動車税種別割について、納期限及び地方税統一QRコード（以下「QRコード」という）※を利用した納税方法を広く県民に周知し、納期内納付を促進するための広報を実施することにより自主財源の確保に資することを目的とします。

※令和5年度から全国一斉に、QRコードを利用した地方税の納付手続きが開始されました。これにより、スマートフォンアプリ・クレジットカード等での納付が簡単な手続きで行えるほか、キャッシュレス決裁事業者の拡大や、当県の指定するものに限られていた金融機関での納付が、QRコード対応の全国の金融機関（利用可能な金融機関は右記のwebサイトで確認してください。 <https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/>）で可能になりました。

4 実施に当たっての基本方針

- (1) 長野県の自動車税種別割の納期内納付率は全国46位と全国平均を大幅に下回っています。県では毎年5月1日から納期限（令和7年度：6月2日）までの間を、自動車税種別割の納期内納付を促進するための期間として設定しています。
- (2) この委託業務では、納期限については知っているが、少しくらい過ぎても大丈夫と思われぬように、単なる周知ではなく、納期内納付に効果的な広報内容の制作とともに、QRコードを利用した納税方法について広く県民に周知することを主な目的とします。
- (3) 制作物は、内容がわかりやすく正確に伝わり、県民が不快感を抱かないように、親しみやすい構成及び内容にしてください。
- (4) 制作物には信州ブランド戦略のキャッチフレーズ及びロゴマーク（愛称 信州ハート）を入れてください。

5 委託する業務の内容

(1) テレビCM素材の制作及び放送

ア 制作作品の長さ及び制作本数

15秒スポットテレビCM1本を原則としますが、より効果が期待できる提案がある場合にはこの限りではありません。

イ 放送内容

納税者に対して納期限及びQRコードを利用した納税方法について周知することができる内容としてください。

- ウ テレビCMを放送する放送局
県内民放4局
- エ 放送期間及び放送本数
 - (ア) 放送期間
5月12日から6月2日に放送してください。
 - (イ) 放送本数
制作したCMの放送は、(ア)の期間中、県内民放4局で各局少なくとも3回以上放送してください。
- オ 放送日・時間帯
夕方や夜間等、啓発対象である納税者に効果的にアプローチできるよう曜日、時間帯に配慮してください。
- カ その他
 - (ア) 制作したCMは、放送前に内容の確認を総務部税務課に行ってください。
 - (イ) 制作したCMは、放送前に記録媒体(DVD)にコピーして納品してください。
- (2) ラジオCM素材の制作及び放送
 - ア 制作作品の長さ及び制作本数
20秒ラジオCM1本を原則としますが、より効果が期待できる提案がある場合にはこの限りではありません。
 - イ 放送内容
5(1)イに同じ
 - ウ ラジオCMを放送する放送局
県内民放2局
 - エ 放送期間及び放送本数
 - (ア) 放送期間：5月12日から6月2日に放送してください。
 - (イ) 放送本数：制作したCMの放送は、(ア)の期間内中、県内民放2局で各局少なくとも3回以上放送してください。
 - オ 放送日・時間帯
朝や夕方の通勤時間等、啓発対象である納税者に効果的にアプローチできるよう曜日、時間帯に配慮してください。
 - カ その他
 - (ア) 制作したCMは、放送前に内容の確認を総務部税務課に行ってください。
 - (イ) 制作したCMは、放送前に記録媒体(CD)にコピーして納品してください。
- (3) インターネットを活用した広告の企画・制作・出稿・運営管理
 - ア 制作作品の掲載
納期限、納税方法に関する広告を、最適なインターネット広告媒体(ディスプレイ広告、インフィード広告、SNS広告など)で制作及び出稿してください。なお、広報効果を最大化できる掲載媒体を選択し、閲覧者の年齢や性別、趣向を基にターゲティングを行い、より効果的な広報を実施してください。

イ 掲載内容

5 (1)イに同じ

ウ 掲載期間

5月12日から6月2日に掲載してください。

エ 出稿が可能なインターネット広告媒体

(ア) ディスプレイ広告（インフィード広告を含む）

google ディスプレイネットワーク広告（GDN）、Yahoo!ディスプレイアドネットワーク（YDN）など

(イ) SNS広告

X(旧Twitter)広告、Facebook 広告、Instagram 広告、YouTube 広告 など

オ 広告を掲載するサイトの基準

次の各号に掲げるサイトへは広告を掲載しないよう配慮してください。

(ア) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。

(イ) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。

(ウ) 人権その他の他者の権利を侵害するもの又はそのおそれがあるもの。

(エ) 政治性または宗教性のあるもの。

(オ) 特定の主義主張を目的とするもの。

(カ) 前各号に掲げるもののほか、県が広告を掲載することが適当でないと思われるもの。

なお、前各号に掲げるサイトに広告が掲載されたことが判明した場合は速やかに出稿を停止し、税務課に報告してください。

カ その他

(ア) 制作した作品は、掲載前に内容の確認を総務部税務課に行ってください。

(イ) 制作した作品は、掲載前に記録媒体（DVD）にコピーして納品してください。

(4) 新聞紙面広告原稿制作及び掲載

ア 制作本数

制作本数は、より効果が期待できる本数となるよう配慮してください。

イ 掲載内容

5 (1)イに同じ

ウ 掲載する新聞社

掲載する新聞社は、より効果が期待できる新聞社となるよう配慮してください。

エ 掲載期間及び掲載本数

(ア) 掲載期間：5月12日から6月2日に掲載にしてください。

(イ) 掲載本数：制作した内容は、(ア)期間内に少なくとも3回以上掲載してください。（1ヶ月当たりの掲載本数1回以上）

オ 掲載日・時間帯

休日の朝の朝刊等、啓発対象である納税者に効果的にアプローチできるよう曜日、時間帯に配慮してください。

カ その他

(ア) 制作した作品は、掲載前に内容の確認を総務部税務課に行ってください。

(イ) 制作した作品は、掲載前に記録媒体にコピーして納品してください。

6 費用の上限額

2,167,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

7 その他

- (1) 本業務の実施に当たり、受託者は委託者と十分調整すること。
- (2) 本仕様書に示されていない事項については、質問等に応じ、その都度、提示する。
- (3) 委託者が必要と認めるときは、業務の進捗状況の報告を求める事ができる。
- (4) 提案のあった内容は、県と協議のうえ、一部変更することがある。
- (5) 当該業務を再委託する場合は「[自営型テレワークの適正実施のためのガイドライン](#)」（平成 30 年 2 月厚生労働省改定）を遵守すること。

（QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。）